

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（電子入札）に付します。

令和 8年 4月13日

名古屋市長 広沢 一郎

1 入札に付する事項

(1) 調達役務

名古屋市千種文化小劇場1階楽屋空調設備整備事業

(2) 調達役務の内容等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8年 12月28日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

金 5,452,600円

(6) 入札方法

ア 入札は、総額で行うものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110分の 100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

イ 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額積算内訳書（以下「積算内訳書」という。）を作成し、入札書と同時に提出すること。

なお、積算内訳書の提出がない場合は、その者のした入札を無効とす

る。

(7) 電子入札システムの利用

入札書及び積算内訳書の提出を名古屋市電子入札システムで行う。紙による入札書及び積算内訳書の提出は、原則として認めない。ただし、名古屋市電子入札実施要項に基づき、やむを得ないと認められる事由により観光文化交流局総務課（以下「入札担当課」という。）の承諾を得た場合に限り行うことができる。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和 7年度及び令和 8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「工事請負」、申請業種「管工事」、等級区分「A、B又はC等級」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとししない者であること。ただし、

物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

(7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。

(8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び担当部局

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

（名古屋市役所本庁舎 5階）

電話 052-972-3175

(2) 入札説明書の入手方法

名古屋市ホームページからダウンロードする。

（調達情報サービス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

(3) 入札書及び積算内訳書の提出方法

電子入札システムにより提出すること。

提出期間 令和 8年 4月24日午前 9時00分から

令和 8年 4月27日午前10時00分まで

(4) 開札日時及び開札場所

日時 令和 8年 4月27日午前10時10分

場所 〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市観光文化交流局総務課（入札担当課）

(名古屋市役所本庁舎 5階)

電話 052-972-3106

電子メールアドレス keiyaku-10@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

4 本公告に対する質問

(1) 質問方法

質問は、電子入札システムにより送信すること。ただし、やむを得ないと認められる事由により電子入札システムの利用ができない者は、入札担当課の承諾を得た場合に限り、電子メール等により質問を行うことができる。

(2) 質問期限

令和 8年 4月20日午後 5時00分

(3) 質問に対する回答

電子入札システムにより回答し、閲覧に供するほか、調達情報サービスに回答を掲載する。併せて仕様の補足等が示されることもあるので、入札書及び積算内訳書の提出前に必ず確認すること。

電子メール等にて質問を受け付けた場合には、質問者には上記のほかに個別に電子メール等にて回答する。

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

入札保証金は免除する。契約保証金は名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に、免除することとする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する書類（以下「確認申請書等」という。）に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の入札を行った者のうち、最低価格提示者（以下「落札候補者」という。）から順に資格審査を行った上で、後日落札決定する。

(7) 最低制限価格制度の適用

本公告に係る入札は、名古屋市最低制限価格取扱要領(20財契第 132号)の対象とし、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者であってもその入札価格が同要領第 2条で定める最低制限価格に満たない金額の場合、当該入札を行った者は落札候補者とならない。

(8) 確認申請書等の提出方法、提出期間

落札候補者となった者は、確認申請書等を電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、入札担当課の承諾を得た場合に限り、電子メール等により提出することができる。

提出期間

落札候補者決定通知日の翌日から起算して 2日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。）以内の午後 5時00分まで

(9) 入札の延期又は中止

公正な入札の執行のため必要があると認めるときは入札を延期又は中止することがある。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書（令和 8年 4月13日公告分）

1 入札に付する事項

- (1) 調達役務
名古屋市千種文化小劇場1階楽屋空調設備整備事業
- (2) 調達役務の内容等
別添仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 8年 12月28日まで
- (4) 履行場所
別添仕様書による。
- (5) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
金 5,452,600円
- (6) 入札方法

ア 入札は、総額で行うものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110分の 100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

イ 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額積算内訳書（以下「積算内訳書」という。）を作成し、入札書と同時に提出すること。

なお、積算内訳書の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。

(7) 電子入札システムの利用

入札書の提出を名古屋市電子入札システムで行う。紙による入札書及び積算内訳書の提出は、原則として認めない。ただし、名古屋市電子入札実施要項に基づき、やむを得ないと認められる事由により観光文化交流局総務課（以下「入札担当課」という。）の承諾を得た場合に限り行うことができる。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和 7年度及び令和 8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公

告に係る入札の開札日までに申請区分「工事請負」、申請業種「管工事」、等級区分「A、B又はC等級」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとなしない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課
（名古屋市役所本庁舎 5階）

電話 052-972-3175

- (2) 入札書及び積算内訳書の提出

電子入札システムにより提出すること。

提出期間 令和 8年 4月24日午前 9時00分から

令和 8年 4月27日午前10時00分まで

- (3) 開札の日時及び場所

日時 令和 8年 4月27日午前10時10分

場所 〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市観光文化交流局総務課（入札担当課）

（名古屋市役所本庁舎 5階）

電話 052-972-3106

電子メールアドレス keiyaku-10@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

(4) 積算内訳書の確認

ア 積算内訳書の提出がないと認められた者のした入札は無効とする。

イ 必要があると認める場合は、当該積算内訳書を提出した者に説明を求めるとともに、必要な指示をすることがある。

ウ イの指示に従わないとき又は、積算内訳書について適切に積算が行われていないと認めた場合は、その者を落札者とせず、落札決定を行った後であっても、それを取り消すことがある。

エ ウの規定により落札者となるべき者を落札者とせず、又は落札決定を取り消した場合は、当該入札における次順位者（予定価格の制限の範囲内で落札者となるべき者から順に最低の価格をもって入札した者。）に積算内訳書の提出を求め、落札者となるべき者と同様の確認を行い、適切に積算が行われていることを確認した上で、落札決定を行うものとする。

4 入札に当たっての注意事項

(1) 入札書及び積算内訳書の提出は、入札書及び積算内訳書提出締切日時までに完了すること。

(2) いったん提出された入札書及び積算内訳書は、差替え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 入札回数は1回とする。

(4) 本件入札は、名古屋市最低制限価格取扱要領(20財契第 132号)の対象とし、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者であってもその入札価格が同要領第 2 条で定める最低制限価格に満たない金額の場合、当該入札を行った者は落札候補者とならない。

5 本説明書に対する質問

(1) 質問方法

質問は、電子入札システムにより送信すること。ただし、やむを得ないと認められる事由により電子入札システムの利用ができない者は、入札担当課の承諾を得た場合に限り、電子メール等により質問を行うことができる。

(2) 質問期限

令和 8年 4月20日午後 5時00分

(3) 質問に対する回答

電子入札システムにより回答し、閲覧に供するほか、調達情報サービスに回答を掲載する。併せて仕様の補足等が示されることもあるので、入札書及び積算内訳書の提出前に必ず確認すること。

電子メール等にて質問を受け付けた場合には、質問者には上記のほかに個別に電子メール等にて回答する。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

入札保証金は免除する。契約保証金は名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に、免除することとする。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する書類（以下「確認申請書等」という。）に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札。

イ 予定価格を超過した金額を記載した入札（予定価格を事前公表した場合に限る。）。

ウ 積算内訳書の提示又は提出を求めている入札において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた者のした入札。

エ 最低制限価格を定めた入札において、予定価格に10分の 7.5を乗じて得た金額に満たない金額を記載した入札（予定価格を事前公表した場合に限る。）。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の入札を行った者のうち、最低価格提示者（以下「落札候補者」という。）から順に資格審査を行った上で、後日落札決定する。

(7) 確認申請書等の提出方法、提出期間

落札候補者となった者は、確認申請書等を電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、入札担当課の承諾を得た場合に限り、電子メール等により提出することができる。

提出期間

落札候補者決定通知日の翌日から起算して 2日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。）以内の午後 5時00分まで

(8) 確認申請書等の提出にあたっての注意事項

ア 確認申請書等は下記に掲げる書類をいう。

競争入札参加資格確認申請書（様式 1）

イ 確認申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

- ウ 提出された確認申請書等は返却しない。
- エ 提出期限後は提出された確認申請書等の差替え又は再提出は認めない。ただし、契約担当課が競争入札参加資格の確認のため必要と認め、補正等の指示を行った場合を除く。
- オ 確認申請書等に関し、説明等を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

(9) 契約書の作成

- ア 契約書は 2通作成し、双方各 1通を保管する。電子契約の場合は、電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保有する。
- イ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。電子契約の場合は、電子契約サービスへの登録は不要とするが、通信費用等については落札者の負担とする。
- ウ 名古屋市観光文化交流局長及び契約の相手方が共に契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(10) 契約代金の支払方法

- ア 契約の相手方は、代金の支払請求については、本市が定める要件を満たす請求書を使用して行わなければならない。請求書の記載方法については、本市の担当者の指示に従うものとする。
- イ 契約の相手方が口座振替による支払を希望する場合は、本市の定める手続により、事前に口座振替の登録を受けなければならない。

(11) 無資格理由の説明

競争入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 2 日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）以内に、入札参加無資格理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(12) 再苦情の申立て等

2（3）で示す申請区分が「工事請負」の入札又は申請区分が「測量・設計」で申請業種が「測量」、「建築設計・監理」、「建築設備設計・監理」、「建設コンサルタント」、「補償コンサルタント」又は「調査（工事・都市系）」（地質調査に限る。）の入札において、入札参加無資格理由の説明に不服がある場合は、入札参加無資格理由の説明に係る書面を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して所定の再苦情申立書を提出することにより、再苦情の申立てを行うことができる。

(13) 入札の延期又は中止

公正な入札の執行のため必要があると認めるときは入札を延期又は中止することがある。

(14) その他

本説明書に係る調達においては、本説明書において定めるほか、別添「名古屋市電子入札実施要領」及び「名古屋市競争入札参加者手引」に定めると

ころによるものとする。